

入札の公開に関する事務取扱要領

1 公開対象

入札を行うもの全て

2 公開日

入札を行う全ての日とする。

3 傍聴対象者

原則として市内、市外を問わず全ての者

4 傍聴の受付

傍聴を希望する者は、契約検査課で、傍聴人受付簿（別記様式）に氏名、住所、電話番号、会社名等を記載するものとする。この場合において、入札を会議室等で行うときは、入札執行の15分前までに記載するものとする。

5 傍聴できない者

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険なものを持っている者
- (3) 入札の執行を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると明らかに認められる者

6 傍聴人の制限

- (1) 傍聴人は、入札を契約検査課で行う場合において、契約検査課前の通路から傍聴することとし、カウンターを越えて事務室内に入ることはできない。
- (2) 入札執行者は、入札を会議室等で行う場合において、会議室等の大きさにより傍聴人の制限をすることができる。

7 入札の秩序保持

入札執行者は、次の一つに該当する者に対し、傍聴をやめるよう命ずることができる。

- (1) 私語をしている者
- (2) 入札の秩序を乱し、又は公正な入札執行を妨害した者

8 写真及び録音等の禁止

傍聴人は、写真撮影及び録音をしてはならない。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月16日から施行する。

